# モーゲンソーの研究

# ――国際政治上における制限について── (Ⅱ)

倉 頭 甫 明

はじめに

- I 国際政治理論
- ー リァリストの国際政治理論
- 二 国際政治理論
- Ⅱ 国際政治におけるパワー概念
- Ⅲ ナショナル・パワー
- Ⅳ パワー獲得の闘争形態
- 一 現状維持政策
- 二 帝国主義政策
  - 三 威信政策

第3巻第4号

- V パワーにおける制限的要因 本号
  - 一勢力均衡
  - 二 国際道徳
  - 三 国際世論
- 四 国際法
- VI 20世紀中期における平和 次号の予定

# V パワーにおける制限的要因

### 一 勢力均衡

諸国家は、権力獲得の闘争をおこない、現状を維持し、現状を打破しよ

うとする。そこには勢力均衡(balance of power)という状況がうまれ、同時に、これを維持しようとする政策に導かられる。勢力均衡は、一般社会法則の一つの顕れである。それは、主権国家の構成する社会において、安定化要因をなすものである。国際的な勢力均衡が不安定なのは、この社会法則の欠点ではなく、主権国家からなる国際社会の特殊の事情に基づくに過ぎないとモーゲンソーは述べる。

(1) 勢力均衡の類型 国際社会の基礎には二つの要因がよこたわる。一つは、諸国家が存在すること、二つ、多くの国家が相対立していることである。各国家間の権力闘争の欲求の衡突の仕方、つまり国際場面の勢力均衡は、直接的対立型と競争型があるとモーゲンソーは述べる。直接的対立の型——例へば、A国がB国に対して帝国主義政策を取れば、B国は現状維持政策が帝国主義政策で対抗しよう。この類型の特徴は、他国に対して自国のパワーを確立しようとする国とそれに屈服することを拒否する他の国との間の直接対立の類型である。競争型——競争型における勢力均衡のメカニズムは、直接対立型と同様である。B国の反対を押し切ってC国に対する支配権を握ろうとするA国家のパワーとB国家のパワーとが天秤に係る。A国のパワーとB国のパワーがバランスする場合も有り、A国のパワーがB国家のパワーより軽い場合も有る。また、この反対の場合も有る。このタイプの勢力均衡は、直接対立型のようにA国とB国との間にも

<sup>1)</sup> モーゲンソーは、勢力均衡という言葉を 4 つの意味に使っている。第 1 は、ある 特定の状態の実現をはかる政策であり、第 2 は、現実の状態の意味であり、第 3 は、ほぼ同等の勢力の配分の意味であり、第 4 は、単なる勢力の配分の意味である。 すなわち、勢力均衡とは、ある勢力関係の状況を示す概念なのである。モーゲンソー研究の伊藤皓文氏は、「パワー、ポリテックス」の中で、勢力均衡とは、多数の変数 (Variables) よりなるそれらの間の相互依存関係の体系であると述べている。

Hans J. Morgenthau's: Politics Among Nations, 4th Edition. p. 160. 伊藤皓文「パワーポリテックス」(日本国際政治学会編『国際政治』No. 9, 1959年度, p. 51)

<sup>2) 1812</sup>年のロシアに対するフランスとの同盟国、1931年から1941年にいたる日本と中国、1941年以来の連合国に対する枢軸国、第2次大戦後の米ソの「核の均衡」、力の平和は、直接的対立の型に属する。

ろい安定と安全とをもたらすほかに、C国の独立は、AB両国間に存在する勢力関係の関係に過ぎない。

- (2) 勢力均衡の方法 均衡過程を得るのには,天秤皿の重い方の目方を減らすか,軽い方の目方を増すか,の何れかが有り,これを現実する5つの方法がある。
- (i) 分割支配――競争国のパワーを減ずる方法は、昔から、講和条約で苛酷な条件を押し付けたり、反乱や革命を扇動する形で行われてきた。その他、分割して支配する方法がある。自国の競争国を分割するとか、分割した状態を維持するとか、そうゆう方法で敵国のパワーを弱めて招くことが用いられてきた。仏の対独政策とロシアの欧州諸国政策は、どの時代にもこの方法に終始した重要な例である。数カ国のパワーの均衡(balancing of power)をさせるもう一つの方法は、弱国のパワーを強めることである。それには2つの遣り方がある。B国は自国のパワーを強めてA国と対等あるいは対等以上のものにする。A国もまたその逆のこともできる。これが1つの遣り方である。B国はこの遣り方の他に、A国に対して自国と同じ政策を追求している諸国のパワーを自国のパワーとをプールすることもできる。この場合には、A国の方でもB国に対して自国と同じ政策を追求している諸国とパワーをプールするであろう。前者の場合には、代償政策、軍備競争、軍縮などの政策がとられる。後者の場合には、同盟政策がとられる。
- (ii) 代償政策——領土の代償とは,一国の領土獲得で乱される勢力均衡を維持するために,領土を代償として使うことが,18,19世紀の外交政策の一般的な方法であった。19世期後半から20世紀初頭にかけて,多くの植民地領土が分割され,植民地と半植民地の勢力範囲の確定がなされた。その際,代償の原則が適用されている。およそ勢力均衡のシステムの行われている限り,如何る国も代償なしに相手国だけに利益を認める。というようなことは有りえない。政治的妥協に終るような外交交渉の取引は,そ

<sup>3)</sup> Politics Among Nations, pp. 166~171.

のもっとも一般的な代償の原則に過ぎないし、もっとも勢力均衡と密接な 関係を持つものである。

- (iii) 軍備――国が自国のパワーで他国との勢力均衡を回復するときに使う主要な手段は軍備である。A国がB国の軍備に追い着き,追い越そうとする,B国もまた同様な軍備競争をする。軍備競争は勢力均衡を不安定なもの,動的なものにする方策である。軍備競争をすれば,必然的に結末としては,国の財政負担が重くなる。そこには関係国との間に,恐怖,不信,不安が深まる。第一次大戦前のイギリスとドイツ間の陸軍軍備競争を伴った状況は,その著しい例証である。ただ比例的軍縮の成功した例列は、1922年のワシントン海軍条約である。米英日仏伊の5ヶ国が海軍の比例的縮少に同意であった。(軍縮については「20世紀中期の平和」のところで)
- (iv) 同盟——勢力均衡の歴史的に最も重要なものは、2国間の均衡ではない。一国とこれに対する同盟との関係と相対立する同盟間の関係である。同盟対世界支配と同盟対対抗同盟の2つのタイプが考えられる。1つ、同盟対世界支配——権力闘争の必然的かつ避けられない発展としての勢力均衡が同盟の構成によって実現されるようになったのは、16世紀に始まり、18、19世紀にいたって最高潮に達した。この方法——系統的理論的な思想——は、そのころ普遍的君主の樹立と呼ばれていた世界支配の計画に対抗して自国の独立を守ろうとした国々の防衛手段として創案されたものであった。20世紀に入って、例証としては、日独に対抗して第2次大戦を遂行した連合国の存在は、日独の帝国主義を恐れたからである。これらの連合国は、新しい勢力均衡を作って、自国の独立を維持しようとするにあ
- 4) 18, 19世紀の外交政策の領土分割の最初の例を上げれば、スペイン継承戦を終結した1713年のウトレヒト条約である。この条約は、スペインの領土と海外の植民地領土のほとんど全部。ハプスブルグ家とブルボン家とに分割された。すなわち「ヨーロッパにおける均衡が維持されるように」と定められている。20世紀初頭には、アフリカにおける主要植民地間の勢力範囲の確定について、代償の原則が意識的に適用されている。たとえば、エチオピアはイギリス、フランス、イタリアの三国の制覇目標となっていたが、三国の角遂に一応の解決をつけた1906年の条約は、エチオピアを三つの勢力範囲に分け、この地方における三国間の勢力均衡をつくった。

った。同様に、1940年代以来の西方同盟とその再軍備は、世界の新しい勢 力均衡を作り出すことによって、ソ連の帝国主義拡張を阻止しようとする ものであった。同盟対対抗同盟——世界支配を狙う強大国と、これに対抗 して独立を維持しようとする諸国との間の闘争は、勢力均衡史上のうち目 立った形態である。が2つの同盟が対立して抗争するシステムのほうが史 上によく起る形態である。その例証は、第一次大戦後、フランスはポーラ ンド,チエコ,コーゴー,ルーマニアの諸国と永久同盟を結び,1935年に はソ連との同盟に調印した。この政策は、ドイツ復帰を予想され、ベルサ イユ条約の現状を維持(勢力均衡)への試みであった。他方、日独伊の間 に同盟が成立――それはフランスと東ヨーロッパ諸国との同盟に対する国 家群の結合であった。このように同盟と対抗間とによって勢力均衡が保持 されたのである。この方法と共に、新しく理論的に登場した国際連盟は、 集団的安全保障の方式を持つものであったが、これもまた勢力均衡の一つ の形であった。それは侵略国に対する世界的同盟である。勢力均衡と集団 的安全保障の間には、結合の形成に違いがある。勢力均衡の同盟は、個々 の国の国益に基づき同盟を結ぶのである。これに対して, 集団的安全保障 の場合、同盟国の一国に対する攻撃は、同盟国全体に対する攻撃と見做す。 その点が違いがある。

(v) 均衡の「担い手」――勢力均衡が同盟によって実現される時は、歴史上に2つのタイプが現われる。1つは、二つの秤皿に乗る諸国だけで均衡を持つのが、そのシステムである。それは欧州の諸国間の均衡に見られた例である。ところが、このシステムの他に第3の要素が加わることが有る。それは均衡の「担い手」あるいは「均衡者」からなる。このバランサーは、均衡が保たれば良く、諸国の何の政策と同一視されることは問題ではない。このシステムの内の唯一の目標は、均衡の維持である。すなわちバランサーには永久の友もなければ、永久の敵もない、バランサーは勢力均衡のシステムのいちばん重要な地位を占める、したがってバランサーはシステムの「裁決者」と呼ばれる。バランサーは、ある一国、ないしあ

る一つの同盟が、他に対する優勢な地位を占めるのを妨げる事によって、 自国の独立と他の全ての諸国の独立を維持する。したがって、バランサー は国際政治の最も有力な要因と成っている。

#### 二 国際道徳

モーゲンソーは、国際道徳を論づるとき、2つの行き過ぎを避けねばならないと云う。1つは、倫理が国際政治に及ぼす影響を過大評価してはいけないし、2つめは、政治家や外交官が物質的なパワーだけで動かされると評価してもいけないと云う。とはいっても国際政治における権力闘争に道徳的な制限が有りうるはずがないとの考え方でもこまる。もし、政治家や外交官が権力闘争の目的を達するために、技術的にはできる事柄も道徳的にしてはならないことも有るために、使わない手段も有る。国際道徳は、権力闘争を制限するパワーを持っている。いちばん効果的な例として、モーゲンソーは、「平時の人命尊重」の道徳律を取り上げている。

### (1) 人命の保護

(i) 平時の人命保護——国際政治の目的は、自国のパワーを維持し増大させ、他国のパワーを抑制・縮少させようとする継続的な努力、と定義される。ところが国と国とのパワーの関係は、人口数と性質、軍備や政治もっとも外交の質などによって左右される。国際政治を道徳的な考慮なし

<sup>5)</sup> 歴史上にバランサーなる外交政策の基調として成功した典型はイギリスである。 特にスペイン維承戦争以後、バランサーの政策はイギリス人の信仰にまでなった。 しかし、このシステムの勢力均衡政策が、イギリス外交の伝統と実行から消えさっ たのは、アメリカとソ連の勢力が上昇されて、イギリスのナショナル、パワーが弱 化するに到ったからである。

ibid; pp. 172~190. 勢力均衡におけるその「構造」と「評価」については, pp. 191~195, pp. 197~223 を参照されたい。

<sup>6)</sup> モーゲンソーは「政治と道徳」の関係について、次のように述べている。1.国民は国家活動に対し、道徳的な秩序を要求できる。2.道徳が国家活動に課する制限の効力の評価は、倫理的な禁止は今日段階が違えば効果を異にして機能する。3.道徳原則は抽象的なままで国家活動には不適で有るが、時と場所によっては適用できる。4.道徳原則と政治活動とを分離さすことはできない。5.道徳的共感と政治的利益とは異なる。すなわち、国益を維持するという公的義務とユニバーサルな道徳的価値を国際社会に具体化させようとする個人的希望とは区別しなければならないという。Hans J. Morgenthau: Dilemmas of Politics, 1958, pp. 81~95.

に技術的な仕事として考えれば、相手方の人民を減少、全滅させる。有能 な軍人、政治家や外交官を殺す方法も有る。歴史上、国際政治が技術的な 考慮だけによって推進された時代もあった。ベネチアの共和国の公文書に よると、1415から1525年の間一対外政策の目的のために、約200件の暗殺 が計画され試みられている。しかし、文明が発達すると、道徳観念が発達 して対外政策に制限が加えられた結果、人士の生命が保護されるように成 った。その上に、多数の群集の生命、時には人民全体の生命までも保護さ れるように成った。ドイツの外交史がこの点を雄弁に物語っている。ドイ ツは1870年の普仏戦争以来、人口の数と質によって欧州と世界が避けがた い問題で有った。この事実と他の欧州諸国と世界の諸国の安全とをいかに 調整するかが,第一次大戦後の世界の政治的課題で有り,第二次大戦後ふ たたび直面した課題であった。それは権力闘争が道徳的規準の制限を受け ていることを示している。というのは、ドイツ問題のような国際政治の問 題を扱うのに二つの方法がある。一つは,ローマがカルタゴを壊滅の方法 で処方すること。ローマは道徳的な考慮を払わずに、これを政治技術的の 問題として、解決された。二つめは、対外政策の手段としてドイツの大量 殺戮を許さない政策は,政治技術の考慮が必要に成った時でさえ,このよ うな政策手段を差し控へるのである。道徳の原則を尊重すればこそ、自制 する。それゆえ、現実には、国益に反しても道徳の原則には反し得ない。 平時における大量殺戮などという侵犯は侵し得ないからである。

(ii) 戦時の人命保護——戦時における国際政治にも,道徳的制限を請ける。非戦闘員、戦闘員でも戦う能力を持たないもの,戦う意志のないもの, 北方で関して,などの取り扱いに人道的な考慮が反映している。戦争の人 道化の気運は、16世紀に起り19世紀後半から20世紀初頭にかけて最高潮に

<sup>7)</sup> Politics Among Nations, pp. 225~228.

<sup>8)</sup> Hugo Grotius, (1583  $\sim$  1645) は、当時の優勢な道徳的な、法的な確信として、「加害者は、捕虜に対してすら、いかなる時も及ぼされる。……この権利は降伏せんと欲するも、その降伏が受諾されないものすら及ぼされる」と述べている。

Hugo Grotius. Dojure bolliac Pacis, 1625.

一又正雄訳「戦争と平和の法」。1972年。第3巻第4章を参照されたい。

達している。1581年から1864年の間に、傷病兵の生命の保護を目的として 締結された条約は 291 件に上った。1864年のジュネーブ条約は、1906年、 1929年,1947年の協定で改訂されて,傷病兵や衛生関係人員の取り扱いに ついて、道徳的確信とされたものに、具体的な法的義務の形を与えた。国 際赤十字は、道徳的確信の象徴であると共に、これは具体的な制度的実現 である。要するに,人類は,国際政治の道具として,無制限な暴力の行使 を嫌うのであり,戦争の破壊性とその苦痛を軟げようとする道徳上の観念 があらゆる面において制度化されたのである。各国は国際条約を結んで, 自国の慣行を道徳的な要請に合致させるよう努めている。また、この種の 条約に違反した国はいつも道徳的な表現を使って弁解を試みるのである。

- (iii) 戦争の道徳的非難——20世紀の初頭から、対外政策の道具として の戦争を制限しなければならない、という道徳的な傾向が著しくなった、 とモーゲンソーはいう。昔から政治家達が自国が戦争を起す場合、自衛と か宗教的義務の命ずるところであるとして、正当化してきた。けれども戦 争自体、何なる戦争であれ回避しようと努力されて来たのは、今世紀前半 のことである。1899年と1907年のハーグ平和会議,1919年の国際連盟成立, 1928年のブリアン・ケロック協定も、侵略戦争を非合法化したに過ぎない けれども、また、今日の国際連合が何れも、戦争そのものの回避をその究 極目標として着手された企てであった。
- (iv) 国際道徳と総力戦——人間の生命に関して,近代の国際政治は, 古代や中世と違って、道徳的制限の基におかれた。ところが戦争が総力戦 の性質を帯びると共に、殺人に対する道徳的制限の思想は、政治、軍事の リーダーの良心からも、一般市民の良心からも、その影が消えようとして いる。モーゲンソーは現代の戦争について、4つからなるものを上げてい

<sup>9)</sup> Politics Among Nations. pp. 228~231.

<sup>10)</sup> 今世紀に入って、戦争回避の道徳的な傾向が強くなったが、19世紀の末にいたる までは、平然と戦争をプランし、しかも敵に汚名をきせるためにわざわざ事件を起 したりしたものであった。

ibid; pp. 231~231.

る。1.戦争遂行そのものの活動に参加する国民の数からいっても、2.戦争 遂行によって影響を受ける市民の数からいっても、3.戦争遂行に自己の信 念を打ち込む国民の数からいっても、4.戦争の目的からいっても、総力的 なのであるという。前世紀までの戦争は、国民生産の一部々の消費に過ぎ ない。しかし、今日の戦争は、国民の大多数の生産活動により成り立って いる。戦争遂行上,国民の生産は重要な要素となり,敵国民の生産力を破 壊することは重要な作戦の目標となった。第一次大戦では、既にこの事実 は認められていた、が直接に敵国民の生命を害う技術は、そこまでに無か った。第二次大戦には、直接攻撃の方法がなされた。 敵の非戦闘員の生 命、財産を破壊すればするほど、敵の生産力に大きな打撃を加える事が出 来た。即ち、近代戦の性格は、敵の生産力の破壊、近代的戦争技術の発 達,そして,多くの国民が戦争に強い関心を持つように成ったことは,戦争 の道徳心を低下させた一つの理由である。18,19世紀の戦争は君主の名誉 や国の声望のために戦わられたが、戦争が国民戦争の型を取るに至って、 性格的にイデオロギー化し、宗教的なタイプの傾向を帯びた。即ち、ある 「理想」,一連の「諸原則」やある「生活様式」が問題とされるようになっ た。自分らのイデオロギーに賛成しないものは、虚偽で有り、悪で有る、と 信じられる。虚偽と悪を信奉するものに対して、戦闘員や非戦闘員や傷病 兵などの区別する意味がない。虚偽と悪を尽く残滅する、と結論するので ある。即ち、傷者や病気や投降者などを労る道徳的義務は、敵を所罰し、 敵を地上から叩きだす道徳的義務に取って代ったのである。しかし、平時 の人命尊重については、道徳的制限が働いている、これに反し、戦時の殺 戮に対す道徳的制限は、損耗のないままである。しかし、最も重要なこと は、戦争の概念が変って行為規則の価値が消滅しそうな傾向を示してきた ことである。

# (2) 普遍的な道義対国民主義的普遍主義

人命の保護に関する道徳的な制約の効力が、総力戦によって 薄らでき

<sup>11)</sup> ibid; pp. 232~235,

た,が実は、外交倫理体系全般が崩したからである。モーゲンソーはその根本的要因として、次の2点を上げている。まず貴族外交が民主外交に変って、外交問題の責任が不明瞭と成った。それに加え、普遍的な行為規則が国家主義的な行動の原則によって交代したことである。

(i) 貴族インターナショナルの人格的な倫理---20世紀に入って第一 次大戦までは、国際道義の問題は、各国の君主個人の問題であった。即ち、 国際道義の問題を決定するのは、君主と君主の後継者と小数の貴族だけで ある。 しかも各国の君主や貴族は親戚関係に有り, 一つの言葉(French) を話し、共通の文化的価値、共通の生活様式及び共通の道徳的確信を持っ ていた。紳士と紳士の関係で、何が許され、何が許されないかについて、 貴族たちはみな共通の道徳的確信によって結合されていた。また,軍人や 外交を担当する人々は,自分らを君主の雇人であると考えられていた。こ れらの雇人にとっては、ある特定の王朝や国に対する忠誠心の絆などより も,物的利得の欲求の方が強かった。外国の外務大臣や外交官に年金を支 払う習慣もあったのである。また,条約の締結に当って,外国の政治家に 協力の謝礼として金銭を分つ事も一般的な習慣でもあった。条約を締結す れば、報酬が受けられる、いつまでも手詰、無期延長の長引く戦争は、何 の利益にもならない。従って、国際紛争もあまり尖鋭化せず、各国の権力 欲もあまり法外なものにならなかった。そのころ,軍人や外交官が主人を 変ることは普通のことであった。各国の貴族が従った道徳律は、必然的に 超国民的性格のものであった。これらの道徳律は、一人の人間として、こ の規律に服したのである。即ち、オーストリー人・フランス人であるか、 そんなことは問題外であった。外交当局者の国際的な行為は、その人個人 の行為であった。例えば、ルイ15世が国際局面で着手した行動は、彼個人 の行為であった。その行為の内に個人の道義心、道徳心、義務感が表現さ れ、彼の名誉が賭けられたのである。もしルイ15世の行為が道徳的慣習に 反していれば、忽ち国際的貴族社会の威信の喪失を受け、名誉と権力とを

<sup>12)</sup> ibid; p. 235.

**53)** 失なうのであった。

- (ii) 国際道義の頽廃——19世紀の内に貴族の政治から民主的な選出と責任による政治に変化したとき,国際社会の構造も道義も根本的な変化を受けた。新時代の外交を担当者は,階級的区別なく選出された。彼らは君主一個人に対して責任を負うのではなく,集団(人民全体または議会の多数派)に対して責任を負う。世論の動向が変れば,それに応じて,対外政策の変更が容易に成るのである。道徳律のよりどころは,個人の良心にある。誰が身を持って責任を取るのか,その点はっきりと識別できる政府がなければ,国際倫理の体系は実効を発揮し得ない。政府の責任が様様な国際倫理を持った非常に多数の人々や,ぜんぜん国際倫理観念の無い多くの人々の間に,分れている処には,国際倫理の体系は効力を発揮し得ない。モーゲンソーはいう。そのような所ろにどうして国際道徳が国際政治に対して制限力を発揮することができようか。
- (iii) 国際社会の崩壊——外交当局が民主的な線にそって政府の責任が分散したため、国際道義の制限システムが破壊された。その一方、国際道義がナショナリズムによって打ちこわされた、フランス革命は、新しい時代の始まりを印している。その時から国際的な貴族社会をしだいに崩壊させ、対外政策を制限してきた道義のパワーはだんだん衰退し始めた。19世紀末ごろには、君主と全てのキリスト教徒の貴族とを結合した国際社会と、その道義の衰退はもはや阻止することはできなかった。そのあと、国際局面に多くの国民社会が並び立ち、それぞれの国民社会が自分らの代表者に対して、国際社会が以前に提供した道徳律を、自分ら独自の基準によって行動することを命じたのである。ナショナリズムの支持者たちは、この発展が国際道義のパワーを強くすると信じた。彼らは、民族が解放され、人民の政府が成立すれば、諸国民を分割する原因はなにもないと信じたからである。現実には、ナショナリズムの精神が、ひとたび民族国家に現わ

<sup>13)</sup> ibid; pp. 235~239.

<sup>14)</sup> ibid; pp. 239~241.

れると、それは普遍的、人道主義的なものでなく、かえって排他主義的であり、独占的であった。17、18世紀の国際社会が破壊され、新しい国際社会が生れたが、古い社会の統合的かつ抑制的な要素に代わるべきものは何も無いことが明らかになった。社会主義の旗印のもと労働階級の国際的連帯は、幻想であることがわかった。個人の究極の拠り所と成ったのは、民族国家と成った。世界的な道義の格律と個々の民族的な倫理体系との関係はまさに転倒した。即ち、各国の民族がそれぞれ自分の民族的倫理体系に世界的な価値を附与するにいたったのである。

(iv) インターナショナリズに対するナショナリズムの勝利——対外政策の処理に関して、超国家的倫理とナショナリズムの倫理とどちらが強い勢力を持つのか、ナショナリズムの倫理体系は、19、20世紀前半を通じ、到る所で勢力を増大した。17、18世紀の国家理性の哲学の内にナショナリズムの倫理は、たいていの紛争状況において、キリスト教的、国際主義的、普遍的な道徳律より優れていた。「汝殺すなかれ」という普遍的な倫理規則と「ある状況のもとにおいては、汝の国の敵を殺すべし」という個別的な国家の倫理との衝突が、その著しい例証である。全近代史を通じて、大部々の人々は国家の倫理に従ったのであって、これは今日に限った傾向ではない。しかしながら、この点で、モーゲンソーに云わせると、三つの特徴が現代と前時代とを区別していると云う。第一に、民族国家が国民に対

<sup>15)</sup> ibid; pp. 241~244.

<sup>16)</sup> 一般に国家理性という観念は自己目的的存在として国家を維持、強化するために 守るべき法則ないし行動基準を意味する。歴史上はかならずしも一義的にもちいら れたわけではない。16~17世紀中葉までの絶対主義生成期における国家理性の観念 は、失いつつある。中世的な実定法、自然法、キリスト教に挑戦するという意味で あった。即ち、反合法的な、反道徳的、反宗教的であったのであり、そこには神の 秩序にかえて、自から悪魔の秩序の創造者たろうとするひたむきな情熱とエネルギーが内包されていた。ところが宗教戦争をへて絶対王朝が爛熟期に入ると、国家理性は積極的、不定的なリアリズムをうしなって消極的、肯定的なリアリズムへと変質するにいたった。即ち、国内的には権力の集中と統一とが達成されうるにつれ、かっては秩序を破壊する機能を持った国家理性はいまや既存秩序擁護の 原理となり、国際的には多数の絶対主義国の並存という事態におうじて国家理性の絶対性が 相対化される結果、勢力均衡政策へと直結してアナーキーな原理となった。政治学事典、平凡社、昭和36年。1389~1390ページ。

して、義務を行使する国家のパワーが非常に増大したことである。このパワーは、一つに現代国家は国民に神のような威信を持っている。その上、経済、技術が発達したために、世論を形成する機関が国家に統制された。第2に、国家が国民に対して、普遍的倫理を無視させる程度が高まったからである。第3に、他の2つの特徴の結果として、今日、超国家的倫理が国民の道徳的要求と葛藤するとき、個人が超国家的倫理に忠節を尽くすチャンスは遥かに少なくなっている。即ち、国家倫理を退けて超国家的倫理を選ぶには超人的道徳的強さがいるようになった。

(v) ナショナリズムの変化――人々は自国の国家利益の 追 求 に よっ て、超国家的倫理を捨さった。このことは人々の良心の苛責を覚え、そこ で人々は国家倫理がそのまま超国家的倫理で有ると同一視される。その結 果,国際社会には,普遍的倫理の数は,国際政局に活動する国の数と同じ だけ存在するに到った。その例証としては、第一次大戦に参戦するにあた り,米国の大統領ウッドロー・ウイルソンは「デモクラシーにとって安全 な世界」を創るために起した。彼の戦いの哲学は、いちグループの奉ずる 倫理体系を世界に及ぼそうとした意味において,正にこの戦争はデモクラ シーの「十字軍」であった。その2, 3ヶ月後, 1917年10月, もう一つの 倫理的、政治的構造の基礎がソ連に置かれた。これを受け入る人々は、一 部分の人に過ぎなかったが、ソ連の方では、全人類が正義と平和の内に最 後は共に生活するようになるであろうと主張された。1920年代に、民主的 普逼主義は、活動的な政治の場を退いて、孤立主義がその変りに起った。 1930年代になると、ナチズムの哲学がドイツに芽ばえた。ボルシエビズム の邪悪な信条と退廃的デモクラシーの倫理に代って、世界を新しい倫理法 典で支配すべきと宣言された。第二次大戦は、武力によるナチズムの世界

<sup>17)</sup> Politics Among Nations. pp. 244~245.

<sup>18)</sup> 国家の数だけ普遍的倫理が存在する。のであれば、1815年には、独立国が34ヶ国が存在した。19世紀末には、37ヶ国、第2次大戦前には、66ヶ国、今日では、150ヶ国以上の独立国が存在している。即ち、国際社会に普遍的倫理価値が150人以上も存在することになる。

制覇への企てであった。だがナチズムは失敗した。連合国側の多数の人の 考えによれば、大西洋憲章の原則やヤルタ宣言の原則が示すように、第2 次大戦は国際民主主義を樹立するための戦いであった。国際デモクラシー も失敗した。第二次大戦終了いらい,生き残った2つの倫理的,政治的体 系---デモクラシーとコミニズム--は、世界支配を打ち立てるために対 立抗争している。以上のように国際社会と国際倫理(道徳)の構造は、根 本的変革を受けたのである。しかし、今日の国際政治にも超国家的な倫理 (道徳) 体系の影響は残っている。平時の人命保護は、その一例である。 時には、外交にあたる人々が、真に普遍的な道徳律にのっとって行動する こともある。しかし,それは太陽が没した残の余光である,とモーゲンソ ーは云う。第一次大戦後いらい諸国家は、自分らの「生活様式」だけが、 排他的に政治上、道徳上の真理であると主張し、後かれ早かれ全世界がこ の真理に屈服するべきものであるとする。その結果、今日の国際政治の倫 理は、種族組織や十字軍やその他の宗教戦争の政治と道徳の時代に逆もど りしてしまったのである。即ち、今日の国際政局は、ある一つのグループ の普遍的道徳なるものは、国際政局における権力闘争を制限する ところ が、かえってこの闘争に他の時代には知られなかった残忍さと強烈さが存 在するのである。

# 三 世界世論

国際連盟の基礎は世界世論であるとされた。ブリアン・ケロック協定の 執行機関、常設国際司法裁判所の判決、国際法一般も世界世論の上に立つ

<sup>19)</sup> Politics Among Nations. pp. 245~249.

<sup>20) 1919</sup>年7月21日,イギリス下院にて、ロバート、セシル郷(イギリスの政治家で、1919年に国際連盟規約の起革に参加している)は「われわれが頼みとする大いなる武器は、世論である……もしわれわれが世論について誤っているならば、その場合、全てが誤っている」と述べている。

ibid; p. 251.

The parliamentary Debates: Official Report. Vol. 188, House of Commons, p. 992. New york Times, April 18, 1939. p. 2. Leland M. Goodrich and Edward Tambro, Cherter of the United Nation's (Boston: World peace Foundation, 1949) p. 51,

と考えられた。今日においても、国際連合が世界世論の機関であるとか、 世界世論が国際連合の道具として利用されている、と云われている。特に、 国際連合総会は「世界の公然の良心」であると宣言されている。しかし、 世界世論について語るときは、すくなくとも基本的な国際問題に関する各 国の国境を越えた意見の一致への結合を意味しなければならない、とモー ゲンソーはいう。もしこのような意見の一致への結合があれば、国際政局 でこれに反したものは、ただちに全世界の反撃を被るはずである。このよ うな意味における世界世論がはたして現存するのか、また、それは各国政 府の対外政策にある種の制限が及ぼしているであろうか、モーゲンソーは 否定的ならざるを得ないという。近代史は、ある政府の対外政策——1930 年代における中国に対する日本の侵略,1935年以来のドイツの対外政策, 1936年のエチオピアに対するイタリア攻撃, 1956年のハンガリー革命に対 するソ連の抑圧――に対して世界世論を動員する試みがあった。だが、こ れらの試みが仮に成功し日独伊の対外政策に反対な世界世論が現実に存在 したと仮定しても、それが日独伊の対外政策に対する制限的効果を持たな かったことは明らかである。しかも、この仮定そのものが事実によって裏 づけられていなかった。それなのに、世界世論が存在し、それが国際政治 の上に制限的なパワーを揮う、と誤解されている。それには二つの理由が あるとモーゲンソーは云う。その一、全人類を漏れ無く統一する。ある心 理的特性(例えば自由と生存)及び世界の技術的単化(例えば交通・通信 によるニュースや観念の交流)が有るという事実の解釈に違いが有るから である。その二、国際問題に関する世論は国策の諸機関の工作によって形 成されるという事実を看過するからである。即ち、世界世論の国際政治に 対して制限的なパワーをも、というのは単なる仮定に過ぎない。今日の世 界のように共通の道徳を持たず共通の行動の規準を持たないところに世界 世論は有り得ないのである。

<sup>21)</sup> この点についてはナショナリズムの変化のところで参照されたい。

<sup>22)</sup> Politics Among Nations. p. 258. 世界世論が成立しないという理論の些細につ (様頁へ続く)

#### 四国際法

近代国際法の体系は、近代国際社会の産物である。近代国際社会の特徴は、領土国家を基礎とする多くの主権国が共存しているにある。この共存の間には相互に継続的に接触される諸実在間の諸関係に平和と秩序とを保つためには、どうしてもある法則が必要になってくる。あらかじめ各国が自分らの行動の規準の内容を標していて、その規則に違反すれば制裁が加えられる。かつ、この制裁の本質と制裁の適用の条件や方式についてあらかじめ示された行為規則がなければならない。近代国際社会においては、おのおのの主権国家間の関係における相互の権利と義務を決定する法則がなければ、無秩序と暴力が支配する。国際法が誕生して400年の間、国際法は大体において、実例では細かなところまで遵守されてきた。しかしないての転回については、次の三点を上げる。

- 1つ, 世界の心理的統一 (psychological Unity of the World) pp. 252~253. 2つ, 技術的世界統一の意味 (Ambiguity of Technological Unification) pp. 253~255.
  - 3つ、ナショナリズムの障害 (The Barrien of Nationalism) pp. 252~260.
- 23) 諸国家の権利と義務を規定した国際法則の核心は、15,16世紀に発達している。 これらの国際法則は、ウエストファリア条約が宗教戦争を終結せしめ、領土国家を 近代国家の体系の基礎とした1648年に確立した。16世紀末、アルベリコ・ジェンテ イーリ (Acberico Gentili, 1552~1608) は、その著「戦争の法論」で、国家の領域と 国際社会の領域とを区分すること、市民法とは別に国際法を定立すべきことを力説 している。この考え方を受けて、フーゴー、グロテイウスによって一つの国際法体 系として組織化され、国際公法は飛躍的に発展した。グロチウスはその著「戦争と 平和の法」で、諸国家が法による抑制に従う国際社会を想定した。その国際社会で は国家は一つの体系をなすルールに従って行動するが、そのルールは、秩序と正義 を求める人間性に発する自然法と、国家の意思と合意に基づく国家間の法とからな っている。国家間関係の行動のルールを、より国民国家の利益を守る立場から定式 化する試みも盛んに行われた。その一つが、ヴァッテルの「国際法」(1758)であ る。ヴァッテルはそこに諸国家の独立を平等という基本概念を明示し、それらを実 現する国家間関係の行動を原理を力説された。これらの著名な人々の影響を受けて 19, 20世紀には、 何千の条約、 何百の国際裁判所の判決、 国内の法廷の無数の判 決からなる体系が建てられた。 これらの 条約の判決は近代 のコミニケー ション, 物財とサービスの国際交換、多くの国際組織、また、その結果から生じる諸国家間 の関係の規制, このような国際組織は、国際赤十字, 国際司法裁判所, 国際機関 (ILO), 国際保健機関 (WHO), ユネスコ (UNESCO), 万国郵便, 国際通貨基金 (IMF), その他国際連合の専門機関を含まれている。

ibid; pp. 264~265. 衛藤, 渡辺, 公文, 平野「国際関係」上, 東京大学出版会, 1980年, 16~17頁。

がら、国際法則の内に違反が有っても、強制するための措置を執っても必ずしも実効を伴わなかった。とはいえ国際法の拘束力を全面的に否認することの誤りは、証拠とまったく一致しないのである。世論は、ブリアン・ケロック協定、国際連盟規約及び国際連合憲章といったような、国際法の中で、主として関心を寄せてきたため、国際法の大部分が忘れられている。これらの制度は、国際法の制度としては、伝統的なタイプではない。領土権の範囲や、外国の水域における船舶の権利や、外交使節の地位などこそ、伝統的な国際法制度のタイプなのである。しかしながら、国際法の存在を認めるからといって、それは、国際法の法が国内法体系と同じような強制力を持っているとか、国際局面の権力闘争を規律しかつ制限するパワーを持っている。というのとは同じではない。国際法は、元来、ほとんど分権的法であるから原始的な形態の法である。モーゲンソーは、国際法が立法、司法及び強制(執行)の三面に対して、分権化の影響を及ぼすのであるといっている。

- (1) 国際法における立法機能
- (i) 国際法立法の分権的性格——国際的な領域において法を作り出すパワーには、二つある。必要性と相互の同意である。必要性を本体とする

<sup>24)</sup> 田岡良一教授は国際法について、次のように述べている。国際法は国境を越てより広き、地理的に複数の国を包含する大社会内における、有形、無形の財貨の交換を促進し、この社会内の人々の幸福を増進するために発生した社会規範であって、この規模の形成運用、執行は原則として国家を通じてなされる。この意味において、国際法の主体は国家であるとはいえ、このことは国際法にとって本質的に必然なものでなく、国際法の発展が、国家以外のものを主体とする方向に進むことを防げないのであると述べている。田岡良一「国際法」勁草書房、51年、15頁、16頁、20頁。

<sup>25)</sup> モーゲンソーは国際法の分権性は、国際社会の分権的構造の不可避的な結果であると云う。国内法は、組織化された実力の独占を保持する集団、即ち、国家の官吏が課することができる。このような集中的な集中的な法制定、法強制権威が国際社会に存在しえないことは、明らかであり、それぞれの領土内の法的権威を持つ主権国家で構成されるのが国際社会の本質的な特徴である。国際法は、その存在と作用と、共に性格的には分権的である2つの要素を持っている。即ち、個々の同一利益または補充利益と、これら国家間のパワーの配分に負っている。利益の共同性も勢力均衡も存在しないところでは、国際法も存在しないと述べている。Politics Among Nations, pp. 265~266.

国際法の規則は、各国主権の範囲に関するものや、国際法規の解釈などで、 その数は小数である。この種の規則は、各国家の同意なしに拘束力を持っ ている。拘束力が認められなければ、多数の主権国の併立する国際体系に 法秩序は有り得ない。人は慣習国際法または必須国際法と呼んでいる。こ の他に、国際法上の権利義務の主体たる各国の同意から生れる国際規則が ある。これが国際法の大部分を締める。国際法を作り出す主の諸手段は、 国際条約である。国際条約は、条約の当事国間だけ国際法を作り出し、そ の両国だけ拘束する、他の何如なる法効果も第3国に対して持たない。国 際法では、国家の相互の同意がなければ条約は成立しない。従って、規則 もできない、法的規則を欠ぐ状態が残る。即ち、当時国の同意によって法 則が成立するのであるから、同じ性質の事項に就いても、場合により、当 時国により、とりどりの法規ができ、その間に統一を欠ぐのである。立法 機能のこのような分権的性格から、国際法には2つの結果がおこる。一方 では、移民や経済政策関係などのように国益が一致しにくいものについて は、これら諸国の間に国際法則を作る同意が成立しにくい。他方、同意が 可能な諸問題についても、統一を欠ぐ、各国の間における国際法則を知ろ **うとすれば手数が係る。例えば、アメリカ代表が、国際交渉において、あ** る国際法規を国際問題におけるアメリカの行為を拘束するもの とみなし た、外交文書を研究しなくてはならない。これらの規則の中には、一般原 則とも違い、特別な規則とも違なるものが多い。だから、英・米国際法と 対照をなす大陸法、アメリカ諸国の国際法やロシア国際法に関する観念な ど、という区別が多くの学者によって言及されている。国際法の立法機能 が議会や裁判所に集中されず、各当事者に分散されている。そのため国際 法は明確を欠く。各国の政府は、対外政策に対する国際法の制限力から免 れ、その変りに、自国の国益の促進のために利用しようとする。国際法は 不正確であるから、自国の目的の推進のためには好都合な手段となる。諸 国家は、国際法則の一般的に認められた意味を誤解することにより行動さ れた。こうして、国際法の分権性に固有の正確さが欠如しているというが、

26) ますます確さの欠如を生みだしたのである。

(ii) 解釈と拘束力――国際法の立法手続として、政治的な事項につい て、実際上、世界の全ての諸国に対して拘束力を持つ一般的な条約を作る 場合には、全会一致の同意を避けることは極めて難かしい。国際連合憲章 のように、国際的法律文書には、国内法と異なる事情が内在する。これら の条約には意味の曖昧な条項があり、どんな権利を与え、どんな義務を課 しているのか、不明な場合もある。というのは、わざわざ明確な表現を避 け、曖昧な点を残すのは、条約を成立させるためには各国の同意を得るこ とが必要だからである。従って、条約の法律文は漠然となり曖昧となる。 署名国は何れも、同協定した法律文に自国の国益を読み取り入ることが許 されている。国際分野においては、法の主体それ自体が、自分で立法する だけでなく,自からの立法制定を解釈しかつ具体的な意味を与えるための 最高権威でもある。次に、立法的技術の欠陥から生れる国際法の弱点はい ま一つの困難がある。正式に署名され批准されたある国際条約が、署名国 を国際法上法律的に拘束する有効な規定が存在するかどうかの不確実さで ある。国際法は、国際共同体の事実上の全ての構成国の署名、批准したあ る基本的規則の存否が疑われる。この事実は誠に国際法の基礎を揺振って いる。その顕著な一例として、1929年のブリアン・ケロック協定を上げる 事が出来る。ほとんど全世界の諸国がこの協定によって「他国との相互関 係において国家の政策の手段としての戦争を抛棄すること」に同意した。 しかし、この協定は、始めから署名国を拘束する国際法規で有ったか、そ れとも、法律的効果を伴わない単なる道徳的原則の表明に過ぎないのか、 1899年と1907年のハーグにおける陸戦の法規慣例に関する法的効力,及び 第二次大戦と将来の戦争における署名国に対する拘束力につい て は ど う か、第一次大戦ではよく守られたが、第二次大戦期には、あらゆる交戦国 が終始これに違反していた。海戦法規にも同様なことがいえる。もし国際 法規が一貫して無視され、国際法の主体がそれを当然のこととして肯定す

<sup>26)</sup> ibid; p. 268~269.

るならば、その法則の効力について質問が起る。これらの規則は今後もなお拘束力を持つ法規として存在するのか、それとも法規として効力を失なったのであるのか。何人もこの問いに対して権威を持って明確な答を持たない。これまた国際法上の立法技術の欠陥にとなう弱点なのである。

### (2) 国際法上における司法機能

立法機能の分権的性格から生ずる法律上の不完全さも、司法機関が国内 法の程度に発達していれば、これを制限し得るであろう。イギリスの慣習 法が司法判決によって安定し明確さを与えてきた。司法機関のヒエラルヒーは、全ての発達した法体系において、法の主体の権利、義務を権威を持って効果を上げる。国際法は、有効な司法体系の3つの原理の全て不完全 である。それは、裁判所の強制管轄、司法的判決のヒエラルヒー及び最高 法廷の判決に拘束的規則を少なくとも認める事である。

(i)強制管轄——国際法の管轄の唯一の源は、如何なる国際法廷も、関係諸国の同意なしに、国際紛争に対する管轄を行使しえない。例えば、孤立的仲裁々判というのは、問題となる1つの個別的紛争が起った後で、紛争当事国がこれを国際仲裁判々判所の管轄に付託することに同意するとき、その場合、この原則は、仲裁々判所の管轄は当事国間の条約に由来する。そしてひとたびその紛争の審判を下してしまえば裁判所は解体してしまう。もし紛争の定義、裁判所の構成と手続、適用すべき法規について、当事国間で協定が成立しなければ、いかなる司法的解決も不可能となる。制度的仲裁々判所というのは、紛争の起る前にあらかじめ、一定の性質の紛争を、国際的司法解決に付話される。紛争当事国の同意は、一般的

<sup>27)</sup> Hans J. Morgenthan, Eric Hula. Moorhouse F. X. Millar. in America, Vol. 76, No. 10, pp. 266~268. ibid; pp. 269~272.

<sup>28)</sup> ibid; pp. 272~273.

<sup>29)</sup> モーゲンソーは、仲裁と裁定という言葉の区別を次のように述べている。仲裁という言葉は、常設国際司法裁判所の設立に先だって双条協定により作りだされた司法機関に対して主に使用されている。裁定という言葉は、一般には設立方式にかかわりなく国際的性格のあらゆる司法機関に対して使用されている。ibid; p. 273.

<sup>30)</sup> ここでいう紛争とは、法的性格の紛争、または、平和条約とか、通商条約から起る紛争である。

に2つの手続きが要求される。1つに、如何なる性質の紛争を国際法廷の 管轄に付記すべきについて国家の合意が要求される。2つに、この特定の 紛争が果して国家の一般的な合意の内に取り入れられた性質の紛争に属す るかどうかによって、当事国に特定の協定が成立しなければならない。二 重に国家の同意を必要としているのである。このような情況においては、 各国はもしかすると国際仲裁々判に服する義務を逃れようとするので少な くともある種の紛争については、国際司法機能と国内訴訟と同様な強制的 管轄を設けようとの企てがなされた。それが「選択条項」と呼ばれるもの で、常設司法裁判所規程36条に規定された。36条もそのまま変更されずに 取り入れられている。この条項について、同規程の署名国は「全ての法律 的紛争について、裁判所の管轄を同一の義務を受諾するいかなる他の国に 対する関係においても、当然にかつ特別の合意なしに義務的と認めるしチ ャンスを与えている。旧常設国際司法裁判所の制度の基では、この「選択 条項」は一時は50近い国に対して拘束力があった。新規程の基では、署名 した国はほとんどなかった。つまり国際法は各国の自由に決定的な権利を 与えているのである。それゆえに、国際裁定は、国際政局における権力闘 争を制限する上に、大きな効果は期待できないわけである。

(ii) 国際法廷——紛争に対する強制的管轄が認められないような法律体系である以上,国際法は国の諸活動を効果的に制限し得ない。従って,司法裁定上の他の2つの基礎的問題——司法機関のシステムの問題とその判決の効果の問題——は,裁判管轄の問題に比べれば従属的な重要性を持つに過ぎない。ここに常設国際司法裁判所とその後継者たる国際司法裁判所の設立の重要なことは,国際法の分野における諸機能の中央集権化の方向に,大きな進歩を印していた。1920年に常設国際司法裁判所が設立により,国際領域における司法組織が常設と成ったのである。国際司法裁判所の裁判官は9年の任期で選挙され,再選される事も出来る。このことはその司法上の遂行の面で継続性を保障する。国際裁判所の運営に導入される

<sup>31)</sup> Politics Among Nations, pp. 273~277.

計算可能性と安定性がもたらされたことは、国際関係の歴史上まことに画 32) 期的な事といわれる。

(iii) 司法的判決の効果——国際司法裁判所は、潜在的に全世界的規模 の管轄を持った裁判所である。しかし、世界には多数の裁判所がある。特 別のタイプの紛争を取り扱うものもあり、単一の具体的な事件を裁定する に過ぎないものもある。何れも当事国の間に締結される諸条約によって設 立されるのである。そしてその他の多数の裁判所は、相互にまたは国際司 法裁判所との間にも、何の法的連結関係も存在しない。国際司法裁判所は、 如何なる意味においても,他の国際裁判所の判決からの上訴を最終権威を 持って決定しうる世界の最高裁判所ではない。国際司法裁判所は、多くの 国際裁判所の内の一つに過ぎないが、ただ、国際司法裁判所は、そのシス テムが常設的であり、その管轄が潜在的に全世界に及んでおり、判例が一 般に高度な法律的性質を持つ事によって顕著な特徴がある。国際司法裁判 所の判決は、その専門的長所のゆえに、他の国際裁判所の判決に大きな影 響を及ぼすであろう。しかしながら、法律上はあくまで常設国際司法裁判 所の判決も、国際司法裁判所の判決にも、他の裁判所に対する拘束的権威 はない。国際司法裁判所規程59条で、「裁判所の判決は、当事国間におい て且つその特定の事件に関してのみ拘束力を有する」と規定している。国 際法は、この点からみても国内法が統一的であり、中央集権的であるに反 し、あくまで分権的であって、統一と安定を欠くのである。

#### (3) 国際法の執行

(i) 国際法執行の分権的性格——国際法の立法機能と司法機能との分権的な詳しい立証を必要としたが、執行機能の場合には、完全かつ無制限の分権化なのである。国際法においては、法の施行に当るのも諸国家の諸機関であって、国際法は色々な諸機関と諸手段とを提供することすらできない。国際法においては、個々の国が自国の立法で有り、かつ自国の裁判

<sup>32)</sup> ibid; pp. 277~279.

<sup>33)</sup> ibid; pp. 279~281.

所とこの管轄の設立者であり、また同時に、自国の行政官でもあり警察官 である。A国がB国の権利を侵害した場合、B国の立場を支持する執行機 関はないのである。もしB国が強いならば、B国自身がA国に対して強制 行動で自らの救済する権利を有する。国内法においては、法の執行権を自 らの手に委ねるのは,例外的である。ところが国際法では,それが法執行 の原則なのである。この原則によれば、権利の侵害を受けた国だけが、権 利侵害国に対して、法の強制する権利を持つ。そして、他の諸国は法の強 制する義務を持たないのである。これほど原始的で弱い法強制体系は他に ない。大国は小国の権利を侵害しても、小国の効果的な制裁を加えられる 恐れはない。大国は、小国側が自分の権利を侵害したとの理由で、小国に 対して強制的措置と取ることが出来る。小国は自国の権利を保護するため に、強力な友邦の援助を求めねばならない。強力な友邦の援助が得られる かどうかは、国際法の問題外なのである。救援を求められた国は、自国の 国益から考えて、救援すべきか否かの問題であって、それは、その事情の 政治的考慮とその事件における現実の勢力の配分によって左右される。と はいえ,大部々の国際法規は,現実の強制がなくても,あらゆる諸国によ って守られている。国際法上の義務を履行することが、関係諸国の利益に 合致するからである。例えば、国は自国の首都に住んでいる外国の外交官 の特権を侵略する措置にはでないのである。全ての諸国が外交特権を尊重 することが、自国の利益でもあるからである。同様にして、各国は通商条 約上の義務にそむくような措置はとらないであろう。自国が義務に忠実で あれば、他国もまた義務を履行してくれる、それは自国の利益になるから

<sup>34)</sup> 侵害に対する友邦への援助問題は、現実の勢力の配分に左右される。例えば、ベルギーの権利は、1914年のドイツによる侵害から保護された。というのは、たまたま、これらの権利の保護が、有力な隣国の国益によって求められたからである。1950年の朝鮮戦力は、極東における勢力均衡の維持とアジア全域の領土的安定と維持に関心のために、アメリカ及びフランスやイギリスその似の同盟国が促されて、南朝鮮の援助に乗り出したのであった。また、1939年、ソ連に攻撃されたフィンランドの権利は侵害された。その場合にはソ連に対して有効な制裁措置は取られなかった。いずれの場合にも、これらの諸国を保護しうる都合のよい勢力均衡は、存在しなかったのである。

である。自国と他国の両国の利益とは補充的関係に立っている からで あ る。このことは、長期的に見る場合、条約違反を常とする国であれば、信 用を失ない、しまいには、どこの国とも自国に有利な通商条約を締結する ことはむずかしいことを知るからである。たいていの国際法規は、各国に とって共通利益または補充利益を法律用語で公式化する。従ってこれらの 国際法規は、特別の強制行動を必要としなくても、各国は進んで国際法規 を守るのである。国際法違反の事例が生じた場合、たいていは権利侵害を 受けた国が満足を得られることになる。それが侵略国の自由意思に基ずく 場合もあり、司法的解決の結果として、被害国が満足をうることもある。 従って、国際法規の義務履行を保障する体系に欠陥があっても、国際法上 の規則が大部分については支障は起らない。ただ小数であっても、国際勢 力関係を左右するような,人目を引くような規則について,国際法の義務 履行の確保の体系の欠陥が大きく表現される。このような場合、法よりも むしろ政治的な考慮が応諾と強制とを決める。そこで国際法の執行機能に 幾分なりとも客観性と統一性とを与えて,従来の幣害を援おうとする2つ の試みがなされた。だが、2つの試みともに、同じ理由から失敗した。一 つは、保障条約の制度で、近代国際体系の誕生の初期にまでたどることが できる。いま一つは、集団安全保障の制度で、国際連盟規約によって初め て企てられた。

(ii) 保障条約——条約当事国の誠実とは関係なく,条約を確実に遵守せしめようとする手段の一つに,保障の制度がある。平和条約とか他の条約などの当事国は条約義務の履行を確信していないときは,それを強力な主権者が保障を依頼する。保障者は,条約条項を維持し,この条約を遵守を確保することを約束する,従って,締約国の義務の履行を避けようと試みるならば,保障者は,武力の行使が必要となるかもしれないので,何の理由なしに引き受けない。保障者が,条約の遵守に直接の利益を持つ場合,あるいは友好関係の動機によって保障の役を拒みきれない場合がある。近

<sup>35)</sup> ibid; pp. 281~283.

代史上このタイプの条約の最初の例としては、1505年のイギリスの保障し たフランス、アラゴン間のブロア条約である。イギリスの引き受けた法律 上の義務は、両当事国が条約上の義務履行をなさすための警察官の役であ った。より発達したタイプの国際的保障者の例としては、1856年のパリ条 約締結国と1878年のベルリン条約の締結国が保障国となったトルコの領土 全保障とか,1831年,1839年及び1866年の条約締結国によるベルギーとル クセンブルグの中立維持の保障などが上げられる。ロカルノ協定の一部を なす1925年の相互保障条約は、イギリス、ベルギー、フランス、ドイツ、 イタリアの強国が一群となって、各別にも共同的にも、所定の条項の遵守 を保障するのであって、問題の条項の違反を企てるどの国であるかに関係 なく、保障国は共同してその違反国の企図に対抗するのみならず、各別に もこれに対抗する義務を誓っている。以下、二つのタイプの保障条約が、 統一的執行機関に代わるものとしての機能を遂行しうるためには、保障条 約の履行が実効的であり、かつ、その発動が自動的でなければならない。 条約の履行が実効的であるかどうかは、勢力均衡の関数によってきまる。 保障条約の実効性を危くする大きな原因は何といっても条約適用の不確実 さである。保障条約には違反することなくその執行を免れうる多くの抜け 穴が設けてある。この点においては,オッペンハイム=ローターパクトは 次のように述べている。「しかし、被保障国家に約束の援助を……与える という保障国の義務は、さまざまな条件と情況に依存している。まず被保 障国が保障国に対して援助供与を要請しなければならない。次に、保障国 が、危機の時に援助を供与できる状態になければならない。例えば、保障 国が第3国との間に戦争遂行のために援助の余力を持たないとき、 また は、保障国が内乱その他の要因で援助供与の予裕を持たないとき、あるい は、援助を供与すると保障国自身が重大な危険に曝されているときには、 保障国は援助供与を果さなくてもよい。さらに、保障国がいったん援助供 与の要請に応じても,もし被保障国が最初保障国の与えた勧告に応じなか ったとき、その後は、保障国には援助供与の義務はない。」こんなわけで保

障条約の場合も国際紛争平和的処理条約の場合と同様に、せっかく条約ができても、あまり多数の例外や留保や制限が規定されているので、事実上は無価値にされている。保障条約は、国際分野における執行機能を、実際目的のために、この条約がないと同じくらいに、分権的な不統一な状態を拭いきれないでいる。

(iii) 集団安全保障——保団安全保障は、国際法強制体系の分権性ないし不統一性を是正し、中央集権的な機関にするための考察である。これは歴史上もっとも発達した制度である。伝統的な国際法体系は、被害を受けた国家だけが国際法規の権利を持っているに対し、集団安全保障には、被害を受けたかどうかに拘らず、諸国の共同体の構成国による国際法規の強制を考えている。法の侵犯が起れば、諸国の共同体による構成国が自動的に国際法の防護の共同の措置をとる。主権国の集団からなる国際社会において法の遵守を確保する体系とした集団安全保障は、誠に理想的な制度である。しかし、集団安全保障の観念を実際化せしめた2つの試み——国際連盟規約16条と国際連合憲章第7章は、この思想に及ばざること遥かなものがある。その上、国際連盟及び国際連合の各加盟国の現実の実行も、これまた、とうてい理想とはいわれない実情が存在している。

<sup>36)</sup> Oppenbein, Lauterpact. International Law, Vol. I, p. 966 (London; Longmans, Green and Co. 1955), ibid; pp. 283~285.

<sup>37)</sup> 国際連盟規約16条は、集団安全保障制度を実現した最初の例である。16条の最初の3項に規定された集団安全保障の対象となるのは、初めから12条、13条及び15条の国際紛争の平和的解決に関する条項に違反して戦争に訴えた場合だけに限られる。(この点については、pp. 286~291を参照されたい。)その他の国際法違反については、一般国際法の個別的な不統一な、分権的な遵守確保の方法にまかされている。国際連合憲章7章は、国際連盟規約第16条に比べ、国際法の遵守を強制する中央機関の確立に向けて大きな前進を示すものである。国際連合憲章39条、41条及び42条は、憲章の中枢をなす条項であって、従来の国際法の一般原則に比べて進んでいるばかりでなく、国際連盟規定に比べても、遥かに発達した制度である。ただ、これもこの制度も2つの重要な制限ないし例外(1つ、第27条3項——安全保障理事会がとるいかなる行動にも影響しうる拒否権、2つ、第51条——加盟国に対して武力攻撃が発生したときは、固有の個別的又は集団的自衛権)があるために、国際法遵守の確保の中央集権的統一化の効果は上げえないのである。(この点については、pp. 291~298 を参照されたい)。

以上,国際政治上における権力闘争に対する制限の諸形式を考察してきた。著者はこれらの諸問題を次のように結論づけることが出来よう。第1に,勢力均衡は,諸国家から成る国際社会の安定化のための不可避的,必須的な要因で有ることを示している。然し,現実的に勢力均衡の果す役割は不安定なのである。第2に,国際道徳は,貴族外交から民主外交によって,国際社会の超国家的倫理体系の構造が根本から崩壊された。ここに超国家的倫理から個々の民族的倫理に変ったのである。この民族主義は,今日では,民族主義的普遍主義である要求さえなされている。

第3に、世界世論とは、少なくとも基本的な国際問題に関する、各国民の、国境を越えた、意見の一致を意味するものという。この意味における世界世論が現実的に存在するとあろうか。そして各国の政策にある種の制限を加えているであろうか、答は否定的である。即ち、世界世論が国際政治に対して制限的なパワーを持つというのは、単なる仮定に過ぎない。今日の国際社会のように共通の道徳も持たず、共通の規準を持たないところには、世界世論は有り得ない。

第4に、国際法は、国内法のように実効力を持つ法体系ではなく、国際 社会の権力闘争を規律し制限するパワーを持ち合はせない。即ち、国際法 は、原始的形態の法律であるからである。以上が、国際政治上における制 限的パワーといえよう。